

事業者様からの意見・提案及び回答一覧

平成29年11月30日

独立行政法人日本学生支援機構

【意見招請番号4】払込取扱票送付後の督促架電および口座加入督促架電

項番	カテゴリ	意見・提案	回答
1	仕様書等について	業務の仕様について使用する帳票も含め詳細に記載されており、実施せねばならない業務がイメージしやすい。しかし詳細であるがゆえに実施せねばならない業務の個別報告項目や報告期日、報告帳票が決定されていて、新規の事業者が参入しにくいのではないかと感じました。	本業務実施においてご報告いただいた内容を、早急に本機構の返還者情報を管理しているシステムに反映することで、毎月のスケジュールに基づく速やかな請求業務の実施が可能となります。そのため、報告項目、報告期日、帳票様式を詳細に決めさせていただいております。ご意見として承りましたが、項目、帳票様式等については仕様書どおりとします。 ただし、期日につきましては、入札時点での予定となりますので、1~2日程度の調整が可能な場合があります。また、データフォーマットに関係しない帳票については、適宜協議が可能な場合があります。
2	仕様書等について	架電について原則として毎月10日~25日までと記載ありますが、この期間でのオペレーター人材の確保が非常に困難です。履行期間中の架電を月初日~末日の対応に変更になると対応が可能になります。	架電対象者については、毎月27日の口座振替状況等を受けて抽出しており、口座振替等のデータ反映まで一定期間が必要であることから、架電期間を毎月10日~25日までとしております。迅速なデータ反映と対象者抽出に努めておりますが、架電期間を月初~末日までとすることは困難です。ご意見として承りましたが、架電期間については仕様書どおりとします。ただし、当該スケジュールについては入札時点での予定となりますので、1~2日程度の調整は可能な場合があります。

3	仕様書等について	<p>本件は、1万件以上の架電督促を約2週間という短期間に実施する業務であることと、委託先が毎年入札で決定されることから、業務に応じるコール人員を確保するのが非常に難しいため毎年入札参加を見送らせていただいております。</p>	<p>架電対象者については、毎月27日の口座振替状況等を受けて抽出しており、口座振替等のデータ反映まで一定期間が必要であることから、架電期間を毎月10日～25日までとしております。迅速なデータ反映と対象者抽出に努めておりますが、架電期間を月初～末日までとすることは困難です。ご意見として承りましたが、架電期間については仕様書どおりとします。ただし、当該スケジュールについては入札時点での予定となりますので、1～2日程度の調整は可能な場合があります。</p> <p>また、単年度の契約のため人員の確保が困難であるとのご意見を踏まえ、今後、複数年での調達を検討いたします。</p>
4	入札等の日程について	<p>通常の入札案件としての公告日、事前提出日、入札日の日程については妥当であり特に問題はありませんが、仕様にあわせたシステム開発や改修を伴うような場合には公告日をもう少し前倒しされると新規参入先が拡大されるのではないかと感じました。</p>	<p>No.4、No.5、No.6についてはまとめて回答します。</p> <p>業務開始期日に間に合うよう、受託者の体制整備等に必要な日程を確保しておりましたが、システム開発や人員確保のために更に日数が必要であるのご意見から伺いましたので、今後は入札等の日程を前倒しして実施するよう検討いたします。</p>
5	入札等の日程について	<p>入札・開札は、業務開始準備と人材確保をするために、履行開始日の1ヶ月前までには行っていただきたい。</p>	
6	入札等の日程について	<p>一般的な意見としてですが、本業務のような規模の大きい業務を新規に受託するには、債権データ取込に必要なシステム対応、業務人員の確保、業務開始前の社内研修等に相当な時間が必要です。今回の入札日程で4月10日から架電督促を実施するスケジュールでは、新規参入業者には厳しいのではないかと考えられます。</p>	

7	競争参加資格や提出書類等について	参加資格については弁護士（弁護士法人）も考慮できますが、回収に特化した業務能力、業務量からなる業務遂行力を鑑みれば債権回収会社が適任であると考えます。	ご意見をいただきましたとおり、業務量を考慮し、債権回収会社に参加資格を限定しておりました。しかし、本来弁護士法の特例として債権回収会社が特定金銭債権の管理及び回収を行うことができるという点に鑑み、ご意見を参考とし、今後弁護士（弁護士法人）の参加について検討いたします。
8	競争参加資格や提出書類等について	参加条件として債権回収会社であることとされているため、資格保有者でない弊社は参加できません。業務内容が勧奨架電及び口座加入勧奨架電に変更されれば、また業務内容が督促から勧奨に変更になれば参加資格が満たされます。	本機構の貸与奨学金は「特定金銭債権」として法律に規定されている債権であり、本業務は返還金回収促進策の督促架電業務として位置づけられております。業務内容を督促から勧奨へ変更をご提案いただきましたが、仕様書どおり督促架電業務とし、競争参加資格は債権管理回収会社に限定します。 なお、競争参加資格については、No.7に記載のとおり、弁護士（弁護士法人）を加えることを検討いたします。